中能登町後援名義等に関する取扱い要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、中能登町（以下「町」という。）の後援及び共催（以下「後援名義等」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 後援　事業の趣旨に賛同し、その開催を援助すること。

(2) 共催　他の主催者と共同で、事業の企画又は運営に参画し、共同主催者として責任の一部を分担すること。

（使用できる名義）

第３条　後援名義等の使用を承認する名義は「中能登町」とする。

（承認の基準）

第４条　後援名義等の使用を承認する事業は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 国、地方公共団体、学校教育団体及び社会教育関係団体又は公益法人その他これらに類する団体又は町長が特に認める団体及び個人(以下「団体等」という。)

(2) 町の行政方針等に反しない事業であること。

（3）主催者の存在が明確で、事業遂行能力が十分あると判断される事業であること。

（4）入場料その他これに類するものを徴収しないこと。ただし、当該事業の運営に係る必要最小限の経費で、かつ、適正な範囲の額である場合には、この限りでない。

（5）開催場所、施設の公衆衛生、事故防止等について十分な安全管理等が講じられていること。

（6）政治活動又は宗教活動と認められる事業でないこと。

（7）営利又は売名を目的とする事業でないこと。

（申請手続）

第５条　後援名義等の承認を受けようとする団体等は、中能登町後援名義等使用承認申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）に、事業の目的及びその計画を明らかにする書類を添付して、町長に申請しなければならない。

２　町長は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、承認する場合にあっては、中能登町後援名義等使用承認通知書（様式第２号）を、不承認とする場合にあっては中能登町後援名義等使用不承認通知書（様式第３号）により申請者に通知する。

３　前項の承認に際して、当該事業の内容等により条件を付すことができる。

４　第１項の規定にかかわらず、事業等の概要を明らかにした書面により後援名義等の使用の承認の依頼があった場合においては、申請書の提出を省略させることができる。

（変更申請)

第６条　後援名義等の使用の承認を受けた団体等(以下「承認団体等」という。)は、前条の申請書の記載内容に変更が生じたときは、速やかに、同条の申請書を再度提出し、町長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更として町長が認める場合は、この限りでない。

（承認の取消し)

第７条　町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該後援名義等の使用の承認を取り消すことができる。

(1) 承認団体等が、偽りその他不正の手段により後援名義等の使用の承認を受けたことが明らかとなったとき。

（2）承認団体等が、法令に違反したとき。

（3）当該事業が、第４条に掲げる承認基準に違反したとき。

（4）当該事業が、第５条第３項の規定に基づく、付した条件に違反したとき。

（5）承認団体等が、前条に規定する変更の申請をしなかったとき。

（6）承認団体等が、当該承認の取消しを申し出たとき。

２　町長は、前項の規定により後援名義等の使用を取り消した場合は、中能登町後援名義等使用承認取消通知書（様式第４号）により、当該承認団体等に通知するものとする。

（事業実績報告）

第８条　町長は、必要があると認めるときは、承認団体等に対し、事業実績報告書(様式第５号)の提出を求めることができる。

（その他）

第９条　この告示に定めるもののほか、後援名義等の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

　この告示は、令和２年４月１日から施行する。